

甲賀広域都市計画一団地の官公庁施設の変更
(滋賀県知事決定)

甲賀広域都市計画一団地の官公庁施設を次のように変更する。

名 称			水口町宮の下一団地の官公庁施設						
位 置			滋賀県甲賀郡水口町大字水口字宮の下、一丁坪						
面 積			約 7.9 h a						
建築物(密度) の 限 度			建築面積の敷地面積に対する割合		延べ面積の敷地面積に対する割合		備 考		
			40 %		400 %				
配 置 の 方 針	公 共 施 設	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考		
			区画道路	区画道路 1 号線	12 m	約 320m			
			区画道路	区画道路 2 号線	8 m	約 110m			
		公益的施設	駐車場 約18,000m ² 近江鉄道水口城南駅と広場 約 4,000m ²						
		建 築 物	法務省関係施設 水口文化芸術施設 大蔵省関係施設 水口町役場 労働省関係施設 水口合同ビル 郵政省関係施設 (水口福祉センター等)						

「区域並びに公共施設、公益的施設及び建築物の配置は計画図表示のとおり」

理 由

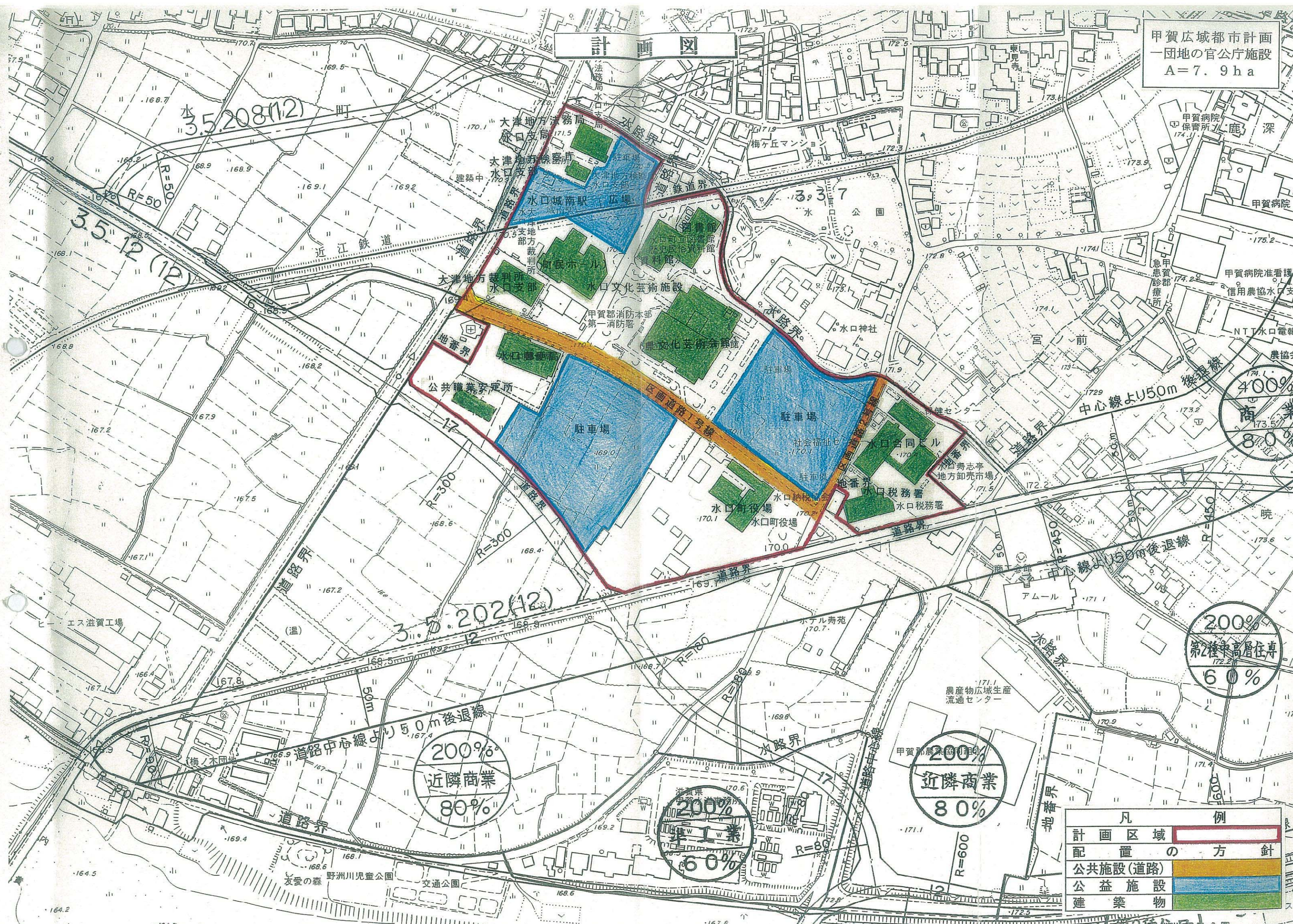
昭和52年の当初決定以降2回の変更を経て、現在、ほぼ当初の計画どおり整備が進んでおり、甲賀郡内の業務中心核としての役割を果たしている。しかしながら、郡内では居住地が散在し、適当な公共交通機関が少ないことにより、自動車交通に頼らざるを得ないため、区域周辺では自動車交通の集中による慢性的な交通渋滞が発生している。

また、旧市街地に立地している水口公共職業安定所についても、老朽化が進み規模が非常に狭小であり、来庁者に不便を強いている状況を考慮し、公共の利便の増進を図るため、区域を南側に拡大し、公共職業安定所および駐車場を新たに配置する。

あわせて、地区南側に配置を予定していた町役場別館については、人口・財政規模等の見直しから現況規模で対応可能となったため、配置を廃止し、隣接駐車場を拡大する。

計 画 図

甲賀広域都市計画
一団地の官公庁施設
A=7.9ha



200%
近隣商業
80%

200%
工業
60%

200%
近隣商業
80%

200%
第2種中高層住専
60%

400%
商業
80%

凡	例
計画区域	
配置の方針	
公共施設(道路)	
公益施設	
建築物	